

勤勞所得と個人業主所得

— その分配道民所得における問題 —

長 谷 部 亮 一

分配國民所得の構成における戦後の特色は、第一表A⁽¹⁾にみるごとく、勤勞所得と個人業主所得との二項目が全體の殆んど(九五%以上)を占め、かつ後者が前者を凌駕しているところである⁽²⁾。ところが、北海道においてはこの關係が逆になり、二十三年度及び二十四年度分に關し發表された結果(第一表B⁽³⁾)についてみると、勤勞所得が個人業主所得をはるかに超えている。いま他縣について得られる資料から、この關係における數字を抽出すれば第一表Cのごとくなるが、いずれも全國と趣きを同じくしており、ひとり北海道のみがこれらとは異なる特徴を有しているということになる。これは如何なる理由にもとずくものであろうか。又この結果を導き出した推計は果して妥當なものであつたらうか。

- 1 二十一年度より二十三年度までは、統計研究會「一九四六—一九四九上、戦后日本の國民所得」昭和二十五年七月(謄寫印刷)、三頁第一表による。二十四・二十五年度は、「東洋經濟統計月報」第十一卷六號、二〇頁第一表(C)による。
- 2 經濟安定本部監修「經濟月報」第二十三集、「戦后分配國民所得の推移」一一—一三頁參照。なお同書一二頁第四表では、昭

勤勞所得と個人業主所得

(第一表 A)

(單位億圓)

	年及び 年度	分 配 所 得 總 額	勤 勞 所 得 (同 比 率)	個人業主所得 (同 比 率)
全 國	21年度	3,789	1,209 (31.9)	2,467 (65.1)
	22年度	11,287	4,005 (35.5)	7,143 (63.3)
	23年度	21,645	9,775 (45.1)	11,239 (51.9)
	24年度	30,072	12,760 (42.4)	14,693 (48.9)
	25年度	34,640	14,890 (43.0)	16,580 (47.9)

勤勞所得と個人業主所得

(同 B)

(單位百萬圓)

北 海 道	23年度	130,862	67,512 (51.60)	60,991 (46.60)
	24年度	170,472	92,862 (54.47)	73,449 (43.10)

(同 C)

(單位百萬圓)

青 森 縣	23 年	21,713	9,416 (43.4)	12,088 (55.7)
	2 4 年	31,364	12,180 (38.8)	18,743 (59.8)
宮 城 縣	2 3 年	27,789	(42.6)	(62.2)
	2 4 年	41,355	18,983 (46.0)	20,551 (49.7)
	2 5 年	47,290	20,964 (44.3)	23,204 (49.0)
秋 田 縣	2 4 年	33,480	12,448 (37.2)	20,520 (61.3)
山 形 縣	2 4 年	29,092	12,700	15,764

福 島 縣	2 4 年	48,381	(43.7)	(54.2)
			17,732	28,532
			(36.7)	(59.0)
新 潟 縣	2 4 年	56,103	(36.7)	(59.0)
			20,316	33,439
			(36.2)	(59.7)

勤勞所得と個人業主所得

和九一十一年平均をもつて戦前を代表させ、戦后との比較を試みている。これによると、戦前は勤勞所得三八・三%、個人業主所得三四・九%、ただし戦前の計數においては勤勞所得中に農林水産業を含まず、これに該當するものは個人業主所得中に一括されているから、前記三八・三%と對比さるべきものは、正確には、農林水産業以外の個人業主所得一九・〇%である。

このような連絡上の不備はあるが、戦前戦后の一覽的な各年(曆年)データは、山田雄三「日本國民所得推計資料」昭和二十六年五月、一八頁第三表にある。なお經安本の分配所得は分配さるべき所得という概念であつて、これを分配された所得としての分配所得にあらため、明治年間よりの連絡を計つたものとしては、同書第一八表一一五・一一九・一二〇頁を見よ。この總括表による分配國民所得の構成比率變化推移は、同書第二〇表百分比欄及び一三九頁のマイ圖表によつて知ることが出来る。

3 北海道總合開發委員會事務局「昭和二十四年度分配道民所得第一次推計」昭和二十六年七月(謄寫印刷)、折り込み第二表による。

二十三年度分は今訂正になつたものであるが、訂正前は勤勞所得四九・四四%、個人業主所得四八・七八%となつており、改訂により構成比率關係における特色がいよいよ明確になつた譯である。

4 青森縣は、同縣總務部統計課「昭和二十四年青森縣分配縣民所得第一次推計結果書」昭和二十六年三月、六頁。

宮城縣は、同縣調査課「昭和二十四年二十五年及び二十六年宮城縣縣民所得推計報告、第一部」昭和二十六年三月(謄寫印刷)による。このプリントでは、二十三年は勤勞・業主所得とも比率しか知りえないが、同課の「昭和二十三年及び二十四年宮城縣縣民所得推計報告」昭和二十五年三月における金額は、その後改訂されているのであろう。

秋田縣は、同縣總務部統計課「昭和二十四年秋田縣縣民所得調査結果報告書」昭和二十六年五月、三五頁。山形縣及び福島縣は、前記「秋田縣報告書」六九頁による。

新潟縣は、同縣知事室企畫課「昭和二十四年新潟縣分配縣民所得結果報告書」昭和二十五年十二月、三頁。本誌前號において、昭和二十三年度の生産及び分配道民所得の調査方法に關し若干の分析を

試みた際、⁽⁵⁾「二十三年度報告」が雇傭者數及び業主數の推定につき、二十二年臨時國勢調査と二十三年常住人口調査における本道總人口増加率（一・〇四三）で、二十二年産業別男女別地位別人口をひきのばすという方法を採用していることに疑問を抱き、産業別男女別就業人口における二十二年と二十四年の兩者の算術平均値に對する前者の比率で検討してみた結果、勤勞所得に過大評價が、又サンプル調査結果の計算を若干補正するという操作を加えることにより、個人業主所得に過小評價があつたのではなからうかと推測した。筆者の意圖したところは、これをもつて「報告」の推計方法と計數を訂正することにあつたのではなく、ただ分配道民所得推計において人員の推定に大きな問題が残つてゐること、並びに本道における勤勞所得と業主所得の相對的な關係が分配國民所得におけるそれと逆になつてゐるとする規定には、なお推計の段階においても疑問の余地の存することを指摘するにあつた。とはいへ前記の操作は、二十二年臨時國勢調査と二十四年北海道臨時常住人口調査とは産業分類にはなほだしい差異のあるにかかわらず、それを調整しえなかつたこと、しかも單純に二十二年から二十四年への直線的な變化を想定していたことに、おいて、欠陥の多いものであつたといわねばならない。本稿は、この問題を資料の許すかぎり種々の角度から再び検討しようとする目的をもつ。

5 『道民所得調査資料の分析』、「商學討究」第二卷第一號、一三二—一七五頁。

6 北海道總合開發委員會事務局「昭和二十三年度北海道道民所得調査結果報告」（總合開發資料第十六號）昭和二十五年九月。

7 「商學討究」第二卷第一號、一六〇—一七一頁參照。

二

いわゆる人的方法による所得推計において、その總額の多寡はいうまでもなく、被乗數である平均所得額と乗數の

平均人員とに依存する。いまこの関係を明らかにするために、國民所得及び道民所得の農林水産業以外のものについて、その産業別所得額の構成比率と産業別人員の構成比率を對比してみよう。ここでひとまず農林水産業を排除して考察するのは、これらの産業においては必ずしも人的方法が採用されず、従つて平均人員のデータも得られないためであるが、この部分の排除はかえつて、勤勞所得と個人業主所得との總額における大小關係、即ち國民所得にあつては後者が前者よりも、道民所得では前者が後者よりも大である關係を、より鮮明な地盤の上に検討しうるといふ面もあるのである。例えば二十三年度についていふと、第二表に示すごとく、道民所得において勤勞所得比率が個人業主所得の比率より五%も上廻つてゐることは、國民所得における場合よりも過大な割合を示す農林水産業の影響を無視できないにせよ、より大きな決定因子はその他の産業にあつたと考へべきであらう、即ち國民所得では四一・五%であつたその他が、道民所得では四五・二%とはるかに上廻つてゐる。又反對に、個人業主所得比率の小なることは、農林水産業のそれが國民所得の場合に比して小であつたことの影響を、もとより否定しえないとしても、その他における過小が壓倒的に影響してゐたといふのであらう。これらの事情が二十四年度にお

勤勞所得と個人業主所得

(第二表)

	23年度			24年度		
	a	b	c	a	b (曆年)	c
勤勞所得	51.6	45.1		54.5	46.2	
農林水産業	6.4	3.5	+2.9	5.9	4.0	+1.9
その他	45.2	41.5	+3.7	48.5	42.1	+6.4
個人業主所得	46.6	51.9		43.1	49.3	
農林水産業	24.1	25.3	-1.2	24.2	24.7	-0.5
その他	22.3	26.4	-4.1	18.6	24.4	-5.8

a. 道民所得中に占むる割合, b. 國民所得中に占むる割合, c. a-b.

勤勞所得と個人業主所得

いて、勤勞所得比率が個人業主所得比率をより大きくひき離すに及んで、いよいよ顯著になつてきたことは、同表のC欄の數値を年度間において對比すれば一目瞭然であろう。従つていま農林水産業以外の産業において、その被乗數と乗數との總額に對する影響を吟味することは、問題の所在をより明らかにすることにならう。

8 以下細目にわたる比較検討に際しては、データの關係上、國民所得の二十四年は曆年をとる。資料前掲「經濟月報」第二十二集、四〇、四二—四三、四六一—四七頁。なお第二表で、農林水産業とその他の合計が必ずしもそれぞれの所得比率と合致しないのは、この外に兼業所得と内職所得があるためである。

(第三表 A)

北 海 道 (23年度)				全 國 (23年度)			
所得比率		人員比率		所得比率		人員比率	
〔勤 勞〕				〔勤 勞〕			
運輸通信	23.7	製造工業	24.2	製造工業	35.4	製造工業	35.8
鑛業	21.5	鑛業	18.8	運輸通信	15.6	公務團體	13.7
製造工業	20.9	運輸通信	18.3	公務團體	11.3	運輸通信	12.5
建設工業	9.6	公務團體	12.3	自由業	7.0	自由業	8.6
公務團體	8.0	建設工業	7.8	建設工業	6.9	建設工業	8.3
その他	4.7	自由業	6.2	商業	5.9	商業	5.7
自由業	4.1	商業	4.6	その他	5.7	その他	5.1
商業	3.8	サービス業	2.8	鑛業	5.6	鑛業	4.5
金融業	1.6	その他	2.4	金融業	2.4	サービス業	2.4
サービス業	1.2	金融業	1.5	サービス業	2.2	金融業	1.8
ガス電氣	0.9	ガス電氣	1.1	ガス電氣	2.0	ガス電氣	1.6
〔業 主〕				〔業 主〕			
商業	36.4	商業	33.6	商業	42.1	商業	42.7
製造工業	33.2	製造工業	28.1	製造工業	39.5	製造工業	35.2
サービス業	12.4	サービス業	9.8	サービス業	6.9	サービス業	7.1
建設工業	7.9	建設工業	9.7	建設工業	5.0	自由業	6.2
自由業	5.4	自由業	9.6	自由業	3.4	建設工業	5.3
運輸通信	2.7	運輸通信	6.8	運輸通信	1.0	運輸通信	1.6
鑛業	0.9	その他	1.5	その他	0.9	その他	1.2
その他	0.8	鑛業	0.5	鑛業	0.7	鑛業	0.4
金融業	0.3	金融業	0.4	金融業	0.5	金融業	0.3

(第三表 B)

勤勞所得と個人業主所得

北海道 (24年度)				全 國 (24暦年)			
所得比率		人員比率		所得比率		人員比率	
〔勤 勞〕							
運輸通信	21.4	製造工業	23.7	製造工業	33.5	製造工業	37.9
鑛業	21.1	鑛業	18.4	運輸通信	16.2	公務団体	13.5
製造工業	20.5	運輸通信	17.8	公務団体	11.2	運輸通信	12.8
公務団体	10.7	公務団体	14.3	自由業	8.5	自由業	8.6
建設工業	9.5	建設工業	7.7	商業	7.0	建設工業	7.2
商業	4.8	自由業	6.0	建設工業	6.1	商業	5.7
自由業	4.1	商業	4.5	鑛業	4.8	鑛業	4.1
その他	2.6	サービス業	2.8	その他	4.6	その他	3.4
サービス業	2.1	その他	2.4	金融業	3.6	サービス業	2.7
金融業	2.0	金融業	1.4	ガス電気	2.5	金融業	2.2
ガス電気	1.2	ガス電気	1.0	サービス業	2.0	ガス電気	1.9
〔業 主〕							
製造工業	36.3	商業	33.6	商業	41.5	商業	40.0
商業	29.8	製造工業	28.1	製造工業	38.3	製造工業	34.9
建設工業	14.9	サービス業	9.8	サービス業	7.3	自由業	8.4
自由業	7.8	建設工業	9.7	建設工業	5.1	サービス業	7.3
サービス業	6.3	自由業	9.6	自由業	4.9	建設工業	5.8
運輸通信	3.0	運輸通信	6.8	運輸通信	1.0	運輸通信	1.6
その他	1.0	その他	1.5	その他	1.0	その他	1.3
鑛業	0.6	鑛業	0.5	金融業	0.6	金融業	0.4
金融業	0.3	金融業	0.4	鑛業	0.3	鑛業	0.3

第三表 A・B は、前記のごとく農林水産業以外の産業につき、その所得總額及び人員合計を一〇〇として構成比率を計算し、それを比率の高い順に配列したものである。もしも各産業の平均所得が等しかつたならば、この表のおおのセクションにおいて、所得比率と人員比率はそれぞれ相等しくなければならず、従つて又産業の順位も左右同じでなければならぬ。それ故、同年度同地域における比較、同年度異地域の比較、更に年度間の變化をみることにより、乗數たる人

(第四表)

	2 3 年 度			2 4 年 度		
	a	b	c	a	b	c
[勤 勞]						
製 造 工 業	-	-	+	-	-	+
鑛 業	+	+	+	+	+	+
運 輸 通 信 業	+	+	+	+	+	+
公 務 及 び 團 体 業	-	-	+	-	+	-
建 設 工 業	+	-	+	+	+	+
自 由 業	-	-	+	-	-	+
商 業	-	-	+	+	-	+
サ ー ビ ス 業	-	+	-	-	+	+
そ の 他 の 産 業	+	-	+	+	-	+
金 融 業	+	-	+	+	-	+
ガ ス 電 氣 水 道 業	-	-	-	+	-	+
[業 主]						
商 業	+	-	+	-	-	+
製 造 工 業	+	-	+	+	-	+
サ ー ビ ス 業	+	+	+	-	+	+
建 設 工 業	-	+	+	+	+	+
自 由 業	-	+	+	-	+	+
運 輸 通 信 業	-	+	+	-	+	+
そ の 他 の 産 業	-	+	+	-	+	+
鑛 業	+	+	+	+	+	+
金 融 業	-	+	-	-	±	-

勤勞所得と個人業主所得

a. 道民所得所得比率—同人員比率, b. 道民所得人員比率—國民所得人員比率,
 c. 道民所得平均所得—國民所得平均所得。

員と被乗數たる平均所得の影響の種々なる組合せの態様を概観することが出来るであろう。まず第一に、一般的にいつて人員の所得に對する影響は顯著なものであり、この影響が特定の産業においてのみ若干變容されているとみることが出来る。例えば二十三年度の道民勤勞所得では、運輸通信業とその他が平均所得の高額によつて、また公務及び團體がその低額によつてそれぞれ上・下の影響を

うけていることになり、同じく二十四年度においてはそのような攪亂がやや緩和され、又個人業主所得では二十三年度は二十四年度に比し比較的安定しているといえよう。ただ個々の各産業についてみれば、おのおの多少とも上下方向への影響は考へうる譯で、われわれが第四表のa欄に示した附號は、各年度の道民所得について高平均所得の影響をプラスで、低平均所得の影響をマイナスによつてあらわそうとしたのである。嚴密にいつてこの影響の程度は、所得比率と人員比率の差ではなく、比をもつて考へねばならないのであるが、いまの場合問題となるのは所得總額における絶對額の多寡に對する影響であるから、そのプラス・マイナスの影響がどれ程の人員をもつている産業に起つてゐるか、又その人員が國民所得の場合の人員に對していかなる相對的關係をもつ産業に生じているものであるかが重要である。この目的のために、第四表は道民所得における人員比率の高さの順序に産業を配列し、⁽¹⁰⁾ b欄の附號によつて更に前記の相對的關係を示すことにした。要するに勤勞所得においてはa欄がプラスであつて、しかもb欄もまたプラスであり、かつ順位の高位に屬する産業のみが、眞に高い平均所得の影響を所得總額比率の相對的關係に與えており、個人業主所得の場合は、反對にa b共にマイナスであり、かつ同様に高い順位にある産業のみを、その低い平均所得が業主所得比率をして勤勞所得比率よりもはるかに低からしめるごとく影響を及ぼした産業というるであらう。前者に關しては、兩年度共に鑛業・運輸通信業が、又後者に關しては二十四年度における商業がこれに該當するであらう。しかし前者については、なお製造工業が常にある程度の相殺的な作用をもつて控えていることを看過してはならない。ともあれ、これら鑛業・運輸通信業・商業・製造工業が以上のような作用を道民所得に與えているといふことは、道民經濟の一つの注目すべき特質であらう。

- 9 北海道の人員比率計算のための基礎數字については、後出第九表及び註22を参照せられたい。
- 10 この順序が兩年度において同じであり、かつ業主に關してはその比率まで全く等しいことは、人員推計上の假定にもとずくも

(第 五 表)

(単 位 圓)

	一人當り勤勞所得		一人當り個人業主所得	
	北 海 道	全 國	北 海 道	全 國
業	137,570	113,472	365,000	169,151
業 業	149,084	82,265	445,000	156,698
業 業	103,876	85,663	374,000	199,138
業 業	138,735	131,977		
業 業	127,892	119,513	257,000	189,859
業 業	170,005	156,973	208,000	278,145
業 業	143,371	123,490	129,000	116,193
業 業	92,082	72,810	185,000	180,556
業 業	82,364	95,985	234,000	103,474
業 業	90,068	80,457		
業 業	130,054	128,392	188,000	135,939
(a) 平 均	125,980	97,071	289,429	183,543
(b) 單 純 平 均	124,100	108,272	268,333	169,906
(a) ÷ (b)	101.5	89.7	107.9	108.0

勤勞所得と個人業主所得

のであつて、この点に大きな問題が存するのである。六七頁以降をみよ。

さて、いままでの北海道對全國の比較は、すべて相對的な構成比率上のことであつた。ここで絶對額の面において、即ち平均所得額の比較をとりあげてみよう。第五表は二十四年度（國民所得は曆年）における各産業の勤勞所得及び個人業主所得の一人當り額である。この比較によつて明らかなのは、前記第三表の欄にみられるごとく、殆んど大部分について北海道の方が高いのである。しかしこの比較に當つて注意しなければならぬのは、一人當り勤勞所得の一般的に高いことが、必ずしも北海道の勤勞者の生活程度の高いことを意味せず、又一人當り業主所得の全般に高いことも、必ずしも北海道における個人企業の有利なことを物語るものではないことである。これらの問題のためにはより立至つた實質的な考察が必要となるのであつ

て、その質的な考慮に参加すべき量的なデータとしてさえ、このような平均額のみをもつてしては甚だ危険なのである。更に質的な問題を離れてみても、なお両者は同一の測定地盤の上に立つてゐるものではなく、殊に北海道の一人當り個人業主所得額については、後述するごとく推計上にいろいろ問題を含んでゐるのである。又これらの平均所得額は、そのまま推計上の被乗數になつてゐる譯ではなく、大部分のものは逆算によつて求められたのであり、従つて男女別とか中分類別とかに分けて計算する産業については、それらの男女別もしくは中分類別人員による加重平均と考えるべきで、既に各産業内の人員構成によつて變容されている數値とみななければならぬ。いま勤勞所得について考へてみると、道民所得の推計では大體において、データのある産業部門については、事業所賃金調査の二十三年十月の一人當り賃銀に毎月勤勞統計による賃銀指數を乗じ、年間現金給與額を男女別に算出し、更にこれに製造工業の年間現金給與額に對する現物給與額の比率（〇・一一）を乗じて現物給與額を求め、これら現金現物兩給與の合計額を被乗數として、別に推算してある男女別雇傭者數を乗するのである。データの欠除してゐる産業では、前記の結果を種々の推定格差にもとずいて準用してゐる。⁽¹¹⁾國民所得の場合は、各産業につき（中分類可能なものについては中分類毎に）地位別に、即ち常傭職員・常傭勞務者・日傭勞務者毎の月別・男女別の平均所得にそれぞれの人員數を乗じて總計するのである。⁽¹²⁾この兩者の推計方法上の差異が、第五表における一人當り勤勞所得額にいかなる影響を與えてゐるか、これは勿論俄かに斷定を下しえぬ複雑な問題ではあるが、同表にみるごとく、一人當り業主所得もまた同様に全般的に全國より甚だ高いということは、結局勤勞所得總額の比率が個人業主所得比率をはるかに上廻るといふ北海道的特徴に對して、被乗數の影響はさほど明白なものではないということを意味するであらう。

11 「二十四年度分配道民所得第一次推計」二八―五一頁參照。

12 「一九四六―一九四九（上）戦后日本の國民所得」一八―四三頁參照。

勤勞所得と個人業主所得

更に又第五表の下欄の示すところによれば、農林水産業以外の産業全體における平均所得額は(a)であり、ただ單に同表の一人當り額を合計してそれぞれ十一及び九で割つた平均は(b)となり、兩者はかなり異なつていたのであるが、その相違の態様は前述の推論を正當化することになる。何故ならば、(a)は要するに産業別の各人員による加重平均であるが、いまもし各産業の人員が相等しいならば、(a)と(b)とは各行において當然相等しくなる筈であり、これが相違することは人員による影響を物語るのである。即ち(a)が(b)よりも小さいことは、換言すれば最後に示してある比率が一〇〇を超えるということは、それだけ高い平均所得の産業により多くの人員が集中されてあり、一〇〇を下廻ることは低所得の産業へ比較的偏つて集中されていることを示すのである。個人業主所得におけるそれは、全國・北海道ともに一〇〇を超えてはいるものの、殆んど同率であり強いていえば北海道の方が下廻る。ところが勤勞所得は、全國の八九・七に對して一〇一・五であり、北海道ではプラスの作用を全國ではマイナスの作用を、しかもその程度において大きな差をもつてそれぞれの勤勞所得に與えているのである。これらを綜合すれば、乗數たる人員の持つ影響の重要性は、われわれの問題について最早疑いを入れぬところであろう。

三

(60)

所得計算に参加する人員の全國と北海道の比較において、その絶對値をとりあげることはいうまでもなく無意味である。これを同一地盤にまでひき下して比較するために、ここでは就業者總數中にしめる地位別構成比率で考えてみよう。昭和二十二年十月一日實施の臨時國勢調査の結果によれば、第六表の⁽¹³⁾ごときデータをうるのであるが、北海道における雇傭者比率は全國のみならず下欄の各縣よりも甚だ大であり、かつ個人業主比率は反對にいずれよりもかなり下廻つていることを知る。これらはそれぞれの總數についての比較であるが、更により立ち至つて各産業別の比較

(第六表)

		就 業 者 數 總	個人業主數 (同比率)	雇 傭 者 數 (同比率)
全	國	33,328,963	8,216,221 (24.65)	11,857,276 (35.58)
北	海 道	1,627,577	313,233 (19.24)	695,685 (42.74)
青	森 縣	535,771	133,059 (24.83)	132,450 (24.72)
宮	城 縣	648,704	156,925 (24.19)	204,783 (35.93)
秋	田 縣	569,918	133,075 (23.35)	161,026 (28.25)

勤勞所得と個人業主所得

を試みたものが第七表⁽¹⁴⁾欄である。これによれば、勤勞者比率で北海道が全國よりも小である産業は、僅かに水産業・ガス電氣水道業・サービス業の三部門をかぞえるのみであり、又個人業主比率において全國より上廻つてゐる産業は、金融業とその他の産業にすぎない。殊に林業・建設工業・商業更に加えて鑛業において、北海道における勤勞者比率の大と個人業主比率の小は、異常なほどに明瞭である。このおそらく北海道的な異常性の意味を追求することは甚だ興味ある問題であり、ここに道民經濟の特質を解明する一つの重要な鍵がひそんでいるといつても、おそらくい過ぎではあるまい。ともあれ、われわれの當面の問題、勤勞・業主所得比率に對する乗數(人員)の影響を考えるためには、前記の雇傭者比率において全國より小なる産業及び個人業主比率の全國より大なる産業が、水産業を除きいずれもそれ自體として就業者總數の極めて少ない部門に屬する(第七表a欄をみよ)ことを指摘すれば足りるであらう。しかしながら、以上は昭和二十二年十月一日現在の状態であつて、二十三年及び二十四年については直接的なデータは全然欠如している。いまこれを推測する一つの方法として、二十五年

(第七表)

	北 海 道			全 國		
	(a)	(b)		(a)	(b)	
		業 主	雇 傭 者		業 主	雇 傭 者
農 業	41.95	25.07	4.60	49.87	30.08	2.20
林 業	2.24	12.10	72.90	1.44	24.54	54.97
水 産 業	8.72	25.84	23.16	2.13	29.81	38.99
鑛 産 業	7.22	0.44	99.19	2.00	2.17	95.94
建 設 工 業	3.81	15.77	78.21	3.96	22.13	70.10
製 造 工 業	12.10	14.38	76.32	17.17	16.31	72.56
ガ ス 電 氣 水 道 業	0.41	(0.98)	96.95	0.57		98.04
商 業	5.16	40.37	36.44	6.57	46.12	28.96
金 融 業	0.61	4.54	91.46	0.72	3.60	91.33
運 輸 通 信 業	7.63	5.52	91.74	4.52	5.86	90.72
サ ー ビ ス 業	2.16	28.20	49.62	2.52	30.28	49.90
自 由 業	3.10	19.18	75.61	3.38	22.18	71.04
公 務 及 び 團 体 業	3.79		98.30	3.82		97.95
そ の 他 の 産 業	1.10	8.61	85.60	1.33	8.22	81.53

勤勞所得と個人業主所得

(a) 就業者總數の産業別構成比率

(b) 各産業の就業者中業主及び雇傭者の占むる割合

十月一日實施の國勢調査結果により個人業主及び雇傭者の總就業者中にしむる割合を計算すれば、それぞれ二一・二%及び四四・三%をうる⁽¹⁵⁾。全國についてみれば、それらの比率は二六・一%及び三九・三%であり⁽¹⁶⁾、このことから、北海道においては二十三年・二十四年の個人業主は約二〇%、雇傭者は約四四%の水準にあつたものと考え、なお依然として前記の地位別就業比率の特異性は維持せられてゐるものと推測しうるであろう。もとよりこれはその總數についてであつて、各産業においては相當の内部變化や轉換があつたかもしれない。われわれは現在のところこれ以上の詳細なデータを持ちえないので、産業別にまで立入つて究明することは不可能である、がしかしこれ

だけからでも、國民所得においては個人業主所得が勤勞所得より上廻つてゐるにかかわらず、道民所得ではそれが反對になつてゐる理由の大半が、がかつてこの個人業主比率の異常な低さと、雇傭者比率の異常な高さとにあると論ずることは既に許されるのではあるまいか。

13 全國については、總理府統計局「昭和二十二年臨時國勢調査結果報告、(其の三)勞働力人口に關する概要」昭和二十三年四月、一六一—一七頁。

北海道については、北海道總合開發委員會事務局「北海道人口推計及び雇用基礎資料」昭和二十五年十二月(謄寫印刷)、二五頁による。なおこの數字は、前記總理府統計局の資料にあるものより就業者總數において一三七人だけ不足している(前掲「概要」四頁参照)。この原因は水産業に八人、公務及び團體に一二九人の不足があること(例えば總理府統計局の統計月報第四號八一—八二頁を参照せよ)であるが、道民所得の推計に利用されているのは、右事務局の「資料」の數字と同一のものであり、かつ比率的にさほど相違はないものとみて、そのまゝ使用した。

青森縣については、前掲「青森縣結果書」一四頁による。

宮城縣については、前掲「二十三年及び二十四年宮城縣報告」の四〇頁及び四一頁から、二十三年の推計雇傭者數及び個人業主數を得、これらが二十二年臨時國勢調査の數を一・〇二でひきのばしたものであること(同書四三頁参照)にもとずき、逆に一・〇二をもつて除してもとの數を求めた。又總就業數は前掲統計局「概要」四頁から得た。

秋田縣については、前掲「秋田縣報告書」三九頁による。

なおこの調査における就業者とは、數え年一〇才以上の者で、昭和二十二年九月二十五日より十月一日までのうちに、収入のある仕事に少しでも従事した者(自營業主、見習人、徒弟、家族従業者については報酬がなくとも働いた場合を含む)、及び仕事を持つてはいたが有給休暇・悪天候・一ヶ月以内の病氣・勞働争議などのため一時仕事に従事しなかつた者であり、その従業上の地位は、個人業主・會社及び團體の役員・家族従業者・雇傭者の四つに分れてゐる。

14 全國は前掲統計局「二十二年報告(其の三)」一七頁及び一九頁。北海道は前掲總合開發「資料」二五頁より計算。

15 昭和二十五年の従業上の地位分類は二十二年のそれと同一ではない。ここでは雇傭者の中に會社及び團體の役員が含まれてゐるので、二十二年の雇傭者よりも若干範圍が廣い。ちなみに、二十二年における北海道の會社及び團體の役員の比率は〇・五五

勤勞所得と個人業主所得

勤勞所得と個人業主所得

％である。なお本文に示した比率の基礎數字は未公表のものである。

16 總理府統計局「昭和二十五年國勢調査、一％抽出集計による結果速報、その二、全國人口の就業狀態及び住宅關係」昭和二十六年六月、三二頁による。

昭和二十五年國勢調査における就業者とは、二十五年九月二十四日から三十日までの一週間につき、満一〇才以上の者で、二十二年の調査の場合に規定したと同様の條件にある者をいう。なお、この速報のデータは一％抽出によるものであり、かつ満一四才以上の者についての集計である。

國民所得の長期的な觀察は、勤勞所得比率が戦前から戦時中にかけて上昇し戦後において急落し、反對に個人業主所得比率が戦前から戦時中にかけて下落し戦後急激に高まり、それが現在に至るまで、前者はまた次第に上昇しつつあり、後者は次第に下落しつつあることを教える。一説によれば、戦後におけるこの態様は闇經濟の跳梁といわゆるインフレ利得者の出現、及び敗戦後の混亂によつて受けた勤勞所得階級の少からざる打撃を物語るものといわれ、又それらが次第に戦前の傾向にもどりつつあると説かれる。⁽¹⁷⁾ところが繰返していうごとく、道民所得は戦後の勤勞・業主の比率關係において國民所得と態様を異にしているのである。前記の説が述べる事項に關して、北海道がその唯一の例外であるとする⁽¹⁸⁾ことは當を得ないであろうし、又より早く回復しつつあるということも適當ではあるまい。道民所得に關する戦前・戦時を通じてのデータは何もないのであるから、確定的なことは殆んどいいえないとしても、戦後の混亂せる渦の中に喘いだことは道民經濟もまた然りであつて、むしろ既述のごとき就業者地位別構成の特異性の影響が、推計された總額としての所得比率の上に、一般的傾向とは異なる様相をあらわしていると考えべきではなからうか。しかしながら、更にこの特色ある地位別構成に含まれる實質的な意味内容を究明することは、率直にいつて現在のところわれわれの能力を超える問題である。ここではただ附言的に、一つの興味ある手がかりを提示するにとどめよう。第八表は二十五年國勢調査の結果に關し、就業者の地位別構成をや、詳細に分けたものであるが⁽¹⁹⁾こ

(第八表)

	市 部 (全國)	北 海 道	全 國	郡 部 (全國)
	%	%	%	%
イ、雇 傭 者 の あ る 業 主	3.4	2.6	2.2	1.6
ロ、單 獨 の 業 主	17.7	18.5	23.9	27.0
ハ、無 給 の 家 族 従 業 者	14.8	34.5	34.6	44.2
ニ、一 般 の 雇 傭 者	50.8	35.8	30.5	20.6
ホ、國、公共團體、進駐軍の雇傭者	13.1	8.6	8.6	6.4
ヘ、従 業 上 の 地 位 不 詳	0.3		0.2	0.2

勤勞所得と個人業主所得

のように全國を市部と郡部とにわけて考察すると、對照的な關係が明瞭になる。即ち市部において比較的多い項目が郡部では比較的少いというように、かなり顯著な形で反對になつており、總括しての全國比率は當然その中間的な地位を占めることになる。ところで北海道は、この市部—全國—郡部の系列中であつて、丁度市部と全國との中間に位置することになるのである。が注意しなければならないのは、ある項目は市部の特徴に近く、あるものは丁度中間的に、また他の項目はむしろ全國に接近するという多面的な性格をあらわしていることであろう。参考までにいま市部と郡部の算術平均値をとつてみると、雇傭者のある業主・單獨の業主・一般の雇傭者は北海道と全國の間に、家族従業者と國・公共團體・進駐軍の雇傭者は市部と北海道の間にあるということになる。しかしわれわれの暗示はこれにとどまる。

17 山田雄三「日本國民所得推計資料」一三六頁、及び東洋經濟新報社編「日本經濟年報」第六十六集、二八二頁第八表、二八三頁第九表、參照。

18 「日本經濟年報」同右、二八二—二八四頁。

19 全國・市部・郡部比率は、前掲「1%抽出集計による結果速報」三二—三三頁、北海道は未公表の數字より計算。

なお二十二年と二十五年とは地位別分類が異つており、本表の(イ)が二十二年の個人業主に、(二)の合計が會社及び團體の役員と雇傭者との合計に見合うことに

(第九表 A) 雇 傭 者

(倍 率)	22年臨時國調	23年度	24年度
	1.000	1.043	1.086
農 業	31,434	32,786 *	34,137 *
林 業	26,604	27,748	28,892
水 産 業	32,886	34,300 *	35,714 *
鑛 業	116,480	121,489	126,498
建 設 工 業	48,490	50,575	52,660
製 造 工 業	150,343	156,807	163,273
ガ ス 及 業 水 電 道 氣 業 業	(6,610) 6,544	6,825	[7,179] 7,107
商 業	28,577	29,806	31,035
金 融 業	9,081	9,471	9,862
運 輸 通 信 業	113,898	118,795	123,694
サ ー ビ ス 業	17,428	18,177	18,927
自 由 業	38,197	39,839 *	[41,031] 41,482
公 務 及 團 体 業	60,566	[79,671] 63,170	[98,150] 65,775
そ の 他 の 産 業	15,157	15,809	16,460
合 計	695,685	[742,098] 725,597	[787,512] 755,516

勤勞所得と個人業主所得

なる。右「速報」八頁参照。

冒頭の第一表に示された問題はしかし、決してこれで氷解したわけではない。全国及び他縣と反對の比率關係を示すという理由はこれまでに一應解かれたものとしても、なお改めて問われねばならないことは、二十三年度における勤勞・業主間の五%の差、更に二十四年度の一一・三七%という甚だしき差の妥當性如何である。この問題は過去二回にわたる調査方法全般に関する種々の吟味ということになるが、ここではその對象を推計方法及び計算手續に限定し、以下これを重點的に検討しつつ問題の所在を示してゆこう。

四

既に再三述べたように、いわゆる人

(第九表 B) 個人業主

勤勞所得と個人業主所得

(倍 率)	22年臨時國調	23年度	24年度
	1.000	1.043	1.086
農業	171,120	178,478 *	185,836 *
林業	4,415	4,605 *	4,794 *
水産	36,698	38,276 *	39,854 *
鑛業	511	533	554
建設工事	9,775	10,195	10,616
製造工業	28,324	29,542	30,759
ガス水道	(66)	—	—
商業	33,879	35,336	36,793
金融	451	470	489
運輸通信	6,858	7,153	7,448
サービス	9,904	10,330	10,756
自由業	9,688	10,106	10,521
その他産業	1,544	1,160	1,677
合計	313,233	326,634	340,097

的方法によつて推計される所得總額に大きな影響を與えるものが、被乗數よりもむしろ乗數であるとすれば、平的所得に乘すべき平均人員の推定に關する問題の重要性は、いかに強調してもなおしすぎることはないであろう。これには、少くとも産業別について月々のデータの獲得が必要とされるが、分配國民所得の場合には、勞働力調査を利用して毎月の人員數をかなりの程度に捕捉しうる。ところが、地方行政ブロックにおける推計ではこの調査結果を直接には利用しえないため、非常に大膽な假定にもとずいて國勢調査の計數を延長するという操作をとらざるをえない。従つてその推定のための基礎假定を若干補正してさえ、結果の數値全體がはなはだしく動搖し、推計上のウイーク・ポイントがそこにつきまとうことになる。

本誌前號にもとりあげた如く、道民所得調査における二十三年度の人員推定は、常住人口調査の

勤勞所得と個人業主所得

結果からみた總人口の増加率で二十二年のデータを延長している⁽²⁰⁾のであるが、同様の操作は二十四年度についても採用され、二十四年の二十二年に對する總人口増加率 (1.086) ⁽²¹⁾で二十二年を延長しており、従つて問題はそのまま繰り越されているわけである。いまこの操作によつて算出され、かつ兩年度の道民所得推計に利用された人員數を雇傭者・個人業主につき列記すると、それぞれ第九表A・Bのごとくになる。この表で*印のあるものは人員の利用されなかつたもの、かつこの中に包んだものは特別の理由によつて實際上使用された數字である。

20 前掲「昭和二十三年度北海道民所得調査結果報告」五一頁参照。倍率の計算は $4,021,050 + 3,852,821 = 1,043$ 。

21 前掲「昭和二十四年度分配道民所得第一次推計」一七頁参照。倍率の計算は $4,185,506 + 3,852,821 = 1,086$ 。

なお同書一二頁には、推計上の問題点としてこの操作を指摘し、資料の整備次第補正しなければならぬと斷つてある。

22 ガス電氣水道業では、二十二年の個人業主六六人を雇傭者に含めるか含めないかによつて二通りの數字が出る。二十四年度は含め、二十三年度は含んでいないのである。 $(「二十三年度報告」五二頁第一表の推計表では含めているが、五八・五九頁の實際の計算では含まない推定値を用いていることに注意)$

自由業については、「二十三年度報告」五二頁の二十二年臨時國勢調査就業人口の表において、女子雇傭者の數が實際より四一人だけ少なく記入され(即ち一四、五二〇が一四、一〇五となつて——おそらくミス・プリントである)、かつそれがそのまま「二十四年度第一次推計」一八頁に轉載され、これに基づいて二十四年度女子雇傭者が推計されているために、かつこの内のごとき數値が出てきたのである。

公務及び団体は、二十三年度についていうと、公務は實際人員、団体は二十二年臨時國勢調査の數値であり、(北海道行政調査室「昭和二十三年度、北海道生産道民所得調査結果報告」昭和二十五年五月、一五三頁参照)、二十四年度では、公務は二十四年北海道常住人口調査の産業別「公務」の人口をとり、団体は前記の二十二年の數値を他の産業におけると同様の倍率で引伸している。(ただし二十三年度で利用した人員は二一、二四六人であるのに、二十四年度で引伸される以前の數値は二〇、八八三人となつており、兩者の關係は不明である)

なお第九表の數値が必ずしも正確に一・〇四三倍もしくは一・〇八六倍となつていないのは、もともと男女別や中分類別にそれぞれ

れの倍數を乘じ四捨五入したものを合算したためである。

このような操作の妥當性を吟味する直接的な方法としては、二つの手段を考へることができよう。第一に、もしもこの操作が假りに二十五年度の推計にまで延長されたとしたならば、生ずるであろうところの誤差はどの程度のものであろうか。總人口における増加率は一・一一五⁽²³⁾であるから、この倍率で二十二年の個人業主三一三、二三三人及び雇傭者七〇四、六三六人を⁽²⁴⁾ひきのばして、これを二十五年の實際の値と比較してみると、個人業主は約六・四%の過少評價、雇傭者は約〇・五%の過大評價を生むことになる。⁽²⁵⁾次に第二に、二十四年の業主比率及び雇傭者比率を推定し、それをもつて二十四年調査の就業人口總數を按分して、これと第九表の推定數とを比較し誤差の程度をたしかめることである。先に觸れたごとく二十四年の業主・雇傭者比率は、總體的には約二〇%及び四四%と考えられるから、これで二十四年の就業者總數一、五七六、五四九人を按分して、個人業主三一五、三一〇人・雇傭者六九三、六八二人をうる。これで第九表の各合計を吟味すると、業主において約七・九%又雇傭者において約一三・五%の過大評價が、總人口増加率でひきのばす方法にあつたのではないかと思われる。結局二十五年の誤差は比較的輕微であり、二十四年の誤差は可成り大きいといふことは、時として大きな過誤を犯す危険のあることを意味する。しかしこれはあく迄も總數としての業主及び雇傭者についてであつて、産業別のそれに関しては誤差の態様はより大きく又複雑であることはいふまでもない。更に以上のことはある一定時點の比較で、これを年度間平均人員に關するものと考へることにもなお問題が残るであろう。⁽²⁶⁾これら直接的な吟味の外に、間接的なものとしては、例えば國民所得推計において用いられている人員の各年における増減比率と對比してみることも、一應の吟味手段として意味のないことではあるまい。第十表 A・B は、國民所得推計における雇傭者數及び個人業主數の月平均値であり、⁽²⁷⁾これにもとずいて二十三年對二十二年・二十三年對二十二年・二十四年對二十二年及び二十四年對二十三年の比率をそれぞれ計算し

(第十表A) 雇 傭 者

(單位千人)

	22年	22年度	23年	23年度	24年
a. 鑛業	491	553	579	560	487
b. 建設工業	1,195	1,147	1,088	1,031	854
c. 製造工業	4,456	4,343	4,365	4,474	4,469
d. ガス電気水道業	190	185	200	200	219
e. 商業	519	571	723	711	674
f. 金融業	182	199	230	227	260
g. 運輸通信業	1,597	1,589	1,569	1,564	1,504
h. サービス業	323	364	334	300	316
i. 自由業	907	939	1,039	1,072	1,012
j. 公務及団体	1,535	1,572	1,665	1,707	1,588
k. その他の産業	273	308	616	642	406

勤勞所得と個人業主所得

同 増 加 率

(%)

	23年 / 22年	23年度 / 22年度	24年 / 22年	24年 / 23年
a.	117.9	101.3	99.2	84.1
b.	91.0	89.9	71.5	78.5
c.	98.0	103.0	100.3	102.4
d.	105.3	108.1	115.3	109.5
e.	139.3	124.5	129.9	93.2
f.	126.4	114.1	142.9	113.0
g.	98.2	98.4	94.2	95.9
h.	103.4	82.4	97.8	94.6
i.	114.6	114.2	111.6	97.4
j.	108.5	108.6	103.5	95.4
k.	225.6	208.4	148.7	65.9

(第十表 B) 個人業主

(單位千人)

勤勞所得と個人業主所得

	22年	22年度	23年	23年度	24年
a. 鑛業	13	12	13	13	10
b. 建設工業	171	180	181	176	210
c. 製造工業	1,274	1,287	1,196	1,173	1,261
e. 商業	1,074	1,197	1,421	1,425	1,448
f. 金融業	9	10	12	12	15
g. 運輸通信業	77	71	53	53	58
h. サービス業	217	225	243	237	262
i. 自由業	214	214	214	207	305
k. その他の産業	31	32	40	40	47

同 増 加 率

(%)

	23年 / 22年	23年度 / 22年度	24年 / 22年	24年 / 23年
a.	100.0	108.3	76.9	76.9
b.	105.8	97.8	122.8	116.0
c.	93.9	91.1	99.0	105.4
e.	132.3	119.0	134.8	101.9
f.	133.3	120.0	166.6	125.0
g.	68.8	74.6	75.3	109.4
h.	112.0	105.3	120.7	107.8
i.	98.6	96.7	142.5	144.5
k.	125.8	124.4	151.6	120.5

たものである。即ち各年における各産業の増減の程度は區々ばらばらであり、従つてこれを一律に總人口増加率で延長推計するのは、少なからざる過誤に陥らざるをえないことにならう。

参考まで計算すれば、全國の總人口増加率は二十三年對二十二年で一・〇二七、二十四年對二十二年で一・〇四八である。⁽²³⁾

23 二十五年十月一日現在で北海道の總人口は四、二九五、五六七人である(例えば總理府統計局「統計月報」第二十三號、五〇頁參照)から、 $4,295,567 \div 3,852,821 = 1.115$ なる。

24 この雇傭者数は會社及び団体の役員を含んでいるが、それは二十五年の數値と對比するためである。又ガス電氣水道業の業

勤勞所得と個人業主所得

主六六人はそのまま業主總數に含めてある。

25 更に男女別に分けて考えると、個人業主では男二・五%、女三二・〇%の過少評價が、又雇傭者では男〇・九%の過大評價、女〇・九%の過少評價を生ずることになる。なおこれら就業者總數及び男女別はいずれも未公表である。

26 二十二年臨時國勢調査は十月一日の現在人口、二十三年常住人口調査は八月一日の常住人口、二十四年北海道常住人口調査は十月一日の常住人口、二十五年國勢調査は十月一日の常住人口である。なお二十四年調査の就業者は、二十二年及び二十五年調査におけるそのようにいわゆるアクチュアル・ステイタスによるものでなく、いわゆるユージュアル・オキベイションによるものと聞く。従つてこれら相互間の連絡は嚴密にいえば困難である。

27 前掲「經濟月報」第二十二集、四二—四三、四六—四七頁。ただし二十二年度は、統計研究會「戦后日本の國民所得」九頁及び一三頁による。

28 北海道との對照のために、二十二年臨時國勢調査の七八、一〇一千人、二十三年常住人口調査の八〇、二一七千人、Q.H.の月次推計人口の二十四年十月八一、八〇〇千人（「勞働力調査報告」より）をとつて比率計算を行つた。

それでは總人口増加率で一律に延長する以外に、どのような方法が考えられるであろうか。たとえ年度間平均のデータが得られないとしても、なお毎年一定時の業主及び雇傭者數についての調査があるとすれば、それは最も良い近似値を與えるであろう、しかしそのような調査がないならば、結局において多くの假定を積み重ねざるをえないことになる。二十五年の國勢調査結果の公表が、第九表に掲げた二十三年度及び二十四年度の人員推定を補正すべく、大きな貢獻を齎らすかのごとく期待せられているが、その期待は左程滿されないままに終るであろう。何故ならば、道民所得推計に關してその結果を利用する場合は、産業分類を二十二年に合致することと組み替えねばならないのであるが、その組み替えがなしとげられたとしても、二十二年から二十五年までの三ヶ年の變化の態様をどのように推測すべきであろうか。もしも二十四年の調査が、産業別男女別就業人口數についてでも中間的な架橋の役割を果してくれるならば、二十四年度の地位別人員はいうまでもなく、二十三年度の推計もかなりの接近をとげうると考えられる

が、産業別の集計が大分類のみにとどまり、従つて二十二年調査への連絡手段を全く欠如している二十四年調査は、道民所得推計にとつて無價値にも等しい。われわれは結局、二十五年調査に一應の手がかりを求めるとしても、中間における動きについて例えば全国のそれを借りなければならぬのではなからうか。この際、第十表における比率を準用することも一つの方法であろう、しかし二十二年十月の計數から延長しなければならぬのであるから、勞働力調査結果によつて二十二年十月基準の二十三年度平均・二十四年度平均指數を求め、これを準用

勤勞所得と個人業主所得

(第十一表)

(單位千人)

(%)

	(a) 22年10月	(b) 23年度 平均	(c) 24年度 平均	(d) $\frac{b}{a}$	(e) $\frac{c}{a}$
農 林 業					
業 主	5,900	5,744	6,136	97	104
雇 傭 者	460	508	578	110	126
水 産 業					
業 主	200	197	237	99	119
雇 傭 者	300	224	239	75	80
鐵 業					
業 主	—	5	8		
雇 傭 者					
男	[544]	465	407	85	75
女	[97]	89	57	92	59
土 木 建 築 業					
業 主	210	184	224	88	107
雇 傭 者					
男	1,010	943	773	93	77
女	100	68	54	68	54
製 造 工 業					
業 主	1,070	915	674	86	63
雇 傭 者					
男	2,950	2,713	2,567	92	87
女	1,080	1,048	930	97	86
製 造 兼 小 賣 業					
業 主	410	397	675		
雇 傭 者	300	423	855		

商 業							
業 主	1,290	1,500	1,456	116	113		
雇 傭 者	}	男	480	543	661	113	138
		女	230	283	324	123	141
運輸通信業							
業 主	70	64	66	91	94		
雇 傭 者	}	男	1,330	1,341	1,298	101	98
		女	230	205	157	89	68
自由業							
業 主	200	226	351	113	176		
雇 傭 者	}	男	470	578	573	123	122
		女	340	374	392	110	115
公務及び公共団体							
業 主	10	13	12				
雇 傭 者	1,650	1,660	1,528	101	93		
その他の産業及不詳							
業 主	270	314	340	116	126		
雇 傭 者	}	男	650	538	521		
		女	310	240	323		
全 産 業							
業 主	9,610	9,553	10,169	99	106		
雇 傭 者	}	者	11,890	12,255	12,209	103	103
		男	8,870	9,234	9,226	104	104
		女	3,020	3,021	2,983	100	99

勤勞所得と個人業主所得

(第十二表A) 雇 傭 者

	22年臨時 國勢調査	2 3 年 度		2 . 4 年 度			
		指 數	推定人員	指 數	推定人員		
農 業	31,434	110	34,577	126	39,607		
林 業	26,604	110	29,264	126	33,521		
水 産 業	32,886	75	24,665	80	26,309		
鑛 業	}	男	100,717	85	85,609	75	75,538
		女	15,763	92	14,502	59	9,300

勤勞所得と個人業主所得

建設工業	男	45,256	93	42,088	77	34,847
	女	3,234	68	2,199	54	1,746
製造工業	男	116,498	92	107,178	87	101,353
	女	33,845	97	32,830	86	29,107
ガス電気水道業	男	5,913	104	6,150	104	6,150
	女	631	100	631	99	625
商業	男	20,361	113	23,008	138	28,098
	女	8,216	123	10,106	141	11,585
金融業	男	5,704	113	6,446	138	7,872
	女	3,377	123	4,154	141	4,762
運輸通信業	男	100,148	101	101,149	98	98,145
	女	13,750	89	12,238	68	9,350
サービス業		17,428	103	17,951	103	17,951
自由業	男	23,677	123	29,123	122	28,886
	女	14,520	110	15,972	115	16,698
公務及び団体	公團	60,566 [20,883]		58,425		75,388
			101	21,092	93	19,421
その他の産業		15,157	103	15,612	103	15,612
合計		695,685		694,969		691,871

(第十二表 B) 個人業主

	22年臨時 國勢調査	23年度		24年度	
		指數	推定人員	指數	推定人員
農業	171,120	97	165,986	104	177,965
林業	4,415	97	4,283	104	4,592
水産業	36,698	99	36,331	119	43,671
鑛業	511	99	506	106	542
建設工業	9,775	88	8,602	107	10,459
製造工業	28,324	86	24,359	63	17,844
商業	33,879	116	39,300	113	38,283
金融業	451	116	523	113	510
運輸通信業	6,858	91	6,241	94	6,447
サービス業	9,904	116	11,489	126	12,479
自由業	9,688	113	10,947	176	17,051
その他の産業	1,544	116	1,791	126	1,945
合計	313,167		310,358		331,788

することがより良き接近であろう。この指數は第十一表のごとく計算される。⁽²⁹⁾ただしこの指數によつて人員推計を試みるに當つて、更にもう一つの加工が要求されよう、それは産業分類の相違にもとづく調整である。第十二表 A・B は、第十一表の指數を利用した推計であるが、この利用にあつてわれわれは次のごとき操作を試みた。即ち農業と林業には農林業指數を等しく適用し、金融業には商業の指數を用い、サービス業とガス電気水道業及び「その他の産業」の雇傭者については全産業の雇傭者指數を、又サービス業及び「その他の産業」の業主には「⁽³⁰⁾その他の産業及び不詳」のそれを、更に鑛業業主には全産業の業主指數をそれぞれ準用したのである。

29 この表の基礎となつてゐる二十二年十月・二十三年度平均・二十四年度平均の産業別地位別就業者數は、勞働力調査基本表によるものであるが、總理府統計局統計相談所の御好意にもとづく。

鑛業の二十二年十月分は「その他の産業及び不詳」の項に含められてゐるので、二十二年臨時國勢調査の數字を利用して指數計算を施した。

30 これらの準用の意味は次のごとくである。第十一表の「その他の産業及び不詳」の中には、サービス業・ガス電気水道業・その他の産業といわゆる不詳が含まれてゐるのであるが、二十二年十月は前註にも觸れたごとく鑛業をも含んでおり、その分離は若干不合理をあらわすので、この項目の雇傭者のデータを利用しないこととし、従つて「全産業」にその準用指數を求めた。しかし業主については、鑛業のそれは一萬人（推計單位）に満たないので、これを斟酌せず計算しても大差なしとみて、サービス業及びその他の産業の業主に準用し、ただ鑛業業主のみはこの指數を準用しては若干危険があると考え、とりあえず全産業のそれを準用することとした。又第十一表の商業には金融業が含まれてゐるので、商業指數をそのまま商業と金融業双方に用いた。製造兼小賣業のデータを考慮することは、かえつて混亂を増すので利用を差し控えた。公務に關しては註22を参照のこと。

(16) このようにして推定された雇傭者總數と個人業主總數を、既述のごとき約四四%及び二〇%の推定比率にもとづく二十四年の人員、雇傭者六九三、六八二人・個人業主三一五、三一〇人と比較すれば、雇傭者總數にて約〇・三%の過小評價、個人業主總數において約五・二%の過大評價となる。が前者における極めて小さな誤差も、おそらくは偶

然的な結果であるかもしれない、個別的に検討すればなお多くのプラス・マイナスの差異があるであろう。既に地位別構成上の特異性を指摘したわれわれが、いま全国の増減と比例する變化を北海道に想定したこと自体、一つの自己矛盾として批判に値する態度であるかもしれない。しかしながら、ここでの比例的な關係は、月々の變化におけるそれではなく、年度間平均における比例であり、これにもなお多くの過誤を含むとはいえ、總人口増加率で各産業を一律にひきのぼす方法に比して、數歩の前進であると主張することが許されるであろう。⁽³¹⁾ これらの推定人員を乗數とする道民所得はいかなる態様を有するか、この問題に直面するにさきだちわれわれは被乘數の問題を整理しておこう。

31 參考までに他縣における人員推計の方法を紹介してみよう。

新潟縣では、縣獨自の二十四年度産業別人口状態に關する資料及び職業調査の結果を利用しており（前掲「新潟縣報告書」一九—二〇頁参照）、宮城縣では、二十三年は主として人口増加率でひきのぼし（前掲「二十三年及び二十四年宮城縣報告書」四〇—四一頁参照）、二十四年は二十三年の所得実績を雇傭指數・賃銀指數・生産指數・物價指數で延長する方法をとっているが、この場合の指數は經濟安定本部財政金融局作成のものであり（「同右」六頁参照）、二十五年は雇傭者については國勢調査の六〇分の一抽出結果によつてゐる（前掲「二十四年・二十五年及び二十六年宮城縣報告書」参照）。秋田縣では、二十二年臨時國調を基礎として勞働力調査の指數（二十三年八月及び二十四年八月）で延長推計している（前掲「秋田縣報告書」三八—三九頁参照）。青森縣の場合は若干複雑で、二十二年臨時國調の産業別地位別人員を勞働力調査指數によつて延長し、その延長計算の結果によつて個人業主・雇傭者それぞれの産業別構成比率を計算する、他方總人口増加率と勞働力調査指數によつて就業人口總數を求め、これから二十二年の雇傭者十個人業主比率により雇傭者十個人業主合計を算出し、これを基礎とし更に勞働力調査指數によつておのおの雇傭者總數と個人業主總數を出し、先に計算しておいた構成比率でこの雇傭者總數と個人業主總數とを按分するのである（前掲「青森縣結果書」一四—一五頁参照）。しかし、これだけの説明と同書掲載の推計表だけからは、筆者にとつて理解困難な個處が二・三点あり、それらにつき書簡で再度御教示をお願いしたのであるが、現在に至るまでついに何ら返答を得ることが出来なかつた。なお産業別の指數では、鑛業・ガス電氣水道業・金融業・サービス業・その他の産業に同一のものを使用している。

勤勞所得と個人業主所得

五

被乗數即ち平均所得に關しては、二十三年度は本誌前號において觸れているので、ここでは二十四年度を中心として検討しよう。平均賃銀の算定は、事業所賃銀調査の結果を毎月勤勞統計調査の指數⁽³²⁾で延長することが基本となり、資料のない産業ではこの指數の一部を借りるか、または事業所賃銀調査及びその他の方法による格差を利用して⁽³³⁾。嚴密にいえば、一年のある一定時における格差をもつて年度間平均の格差と考えることや、全國のデータによる格差を北海道においてそのまま利用することは、産業別賃銀水準の月々の變化態様が甚だしく相違するものであり、かつ全國と北海道とでも異なつて⁽³⁴⁾いる事實よりして必ずしも當を得た處置とはいえないが、現在のところ資料の關係上止むをえないであろう。ただし一定の格差を男女合計した一人當り平均賃銀に乗ずる場合は、男女別々の平均賃銀の人員による加重平均がそこで考えられていることになり、従つて男女人員が同一率で變化するという假定を捨てる⁽³⁵⁾と、この加重平均値も當然ながら少しく變化するのである。(後出第十九表Bをみよ)

32 本誌前號において、毎月勤勞統計(毎勤)による指數と毎月賃金調査(毎賃)による指數が、かなりその動きを異にしていることを指摘した(「商學討究」第二卷第一號、一五八一—一五九頁参照、その一五八頁の第七表と「分配道民所得第一次推計」中に計算されてある指數とを比較せられたい)が、本年四月より、毎賃は毎勤の地方調査として一元化されるに至り、この比較より生ずる問題は將來發生しないことになった。

なおこの毎賃の調査集計方法について、その基礎にある統計理論と實際における技術的操作用との間に存するギャップ、及びそのギャップより生ずる重大なる誤謬を指摘した注目すべき文献を、參考までにあげておこう。北海道立勞働科學研究所研究資料「毎月賃金調査による雇用指數に對する統計技術的疑義と修正意見」昭和二十六年五月。

33 前掲「第一次推計」二八一—二九頁。

(第十三表)

(單位千圓)

勤勞所得と個人業主所得

				サ ン プ ル 数	サ ン プ ル 平 均	總 額
綜 合 工 事	中 東 南 北 計	地	域	14	513	7,182
		地	域	6	591	3,546
		地	域	6	585	3,510
		地	域	4	608	2,432
		均		(4) 30	(2,297)	16,670
平				(574)	556	
職 別 工 事	中 東 計	地	域	5	375	1,875
		地	域	5	476	2,380
		均		(2) 10	(851)	4,255
		均			(426)	426
設 備 工 事	中 南 計	地	域	5	428	2,140
		地	域	1	124	124
		均		(2) 6	(552)	2,264
平				(276)	377	

34 この賃銀水準の産業別變化態様に關する分析は、北海道立労働科學研究所「道民經濟における賃金の役割」(研究調査報告第三十五號)昭和二十六年五月(謄寫印刷)、第四章を参照。

業主所得の算定に關しては、技術的に若干疑問がある。それはサンプルのとり方及び集計の方法についてであるが、二十四年度分に關して平均業主所得のサンプル調査を行つた産業は、建設工業・製造工業・商業(小賣業のみ)・サービス業であり、このうち建設工業及び小賣業は、分類した項目の平均所得を更に分類項目數で平均するという誤つた方法をとつてゐる。いま求めるものは全體としての人員を乗すべき全體としての平均所得であるから、各分類項目別の平均が同一でない限り、又各項目のサンプル數が同一でない限り、項目別平均の平均は當然それと異なつた値になり、明らかに不當である。第十三表⁽³⁵⁾及び第十四表⁽³⁶⁾は、建設工業及び小賣業サンプル調査の集計について兩計算の結果

(第十四表)

(單位千圓)

	サ ン プ ル 数	營業收入	營業 支 差 額	同左平均
服用品	34	87,352	10,278	302
料食品	22	34,535	4,780	217
製物品	8	8,390	1,590	189
物	65	88,576	21,378	329
器具	7	13,935	504	72
誌	27	29,430	7,496	278
粧品	31	29,384	13,325	430
菜類	15	14,525	2,725	182
物	8	24,200	854	107
鏡	21	25,399	4,858	231
器	15	12,529	3,867	257
貨	2	3,484	327	164
介	12	18,400	2,484	207
物	29	62,088	7,990	276
物	17	15,267	2,846	167
具	4	3,505	718	180
計	317	470,999	86,020	(3,588)
均	(16)	1,486	271	(224)

勤勞所得と個人業主所得

を對比したものであり、例えば第十四表において、サンプル数三四の呉服小賣業のサンプル平均收支差額三〇二千圓と、サンプル数二の陶磁器小賣業のサンプル平均收支差額一六四千圓とを、同等の重要性をもつて取り扱いるという積極的な根據のない限り、かつこ内の計算結果は採用できないものといわねばならない。もし小賣業平均收支差額について、二七一千圓という額がいわゆる實情以上に甚だしく高いものであるとすれば、それはサンプルのとり方に問題が存するのであつて、その場合二二四千圓を採用することは二重の誤りであろう。サンプルのとり方については報告書の中に全然説明がないので、詳しい内容は知りえないのであるが、例えばいまの小賣業につい

みると、二十四年度は第十五表 A⁽⁸⁷⁾、二十三年度は同表 B⁽⁸⁸⁾のごとく配分されている。業種⁽⁸⁹⁾の分類が異つてゐるので直接比較は出来ないのであるが、二十四年度においてはより多くむらがあるのではなからうか。A表においてみられるように、醫藥化粧品、の農業町村、生鮮魚介の農業都

勤勞所得と個人業主所得

(第十五表 A)

	一般都市	農業都市	漁業都市	炭鑛都市	一般町村	農業町村	漁業町村	炭鑛町村	計
服の他品	1	2	3	1	14	4	6	3	34
その他料製品	6	5	1		2	2	2	4	22
木竹製	3	1	2		2				8
小間物・荒物	14	6	3	4	20	13	3	2	65
機械及器具	1	1	1		1	1	1	1	7
書籍及雜誌	15		3		4	2	2	1	27
醫藥・化粧品	1	1	1		5	16	3	4	31
果實・蔬菜	3		3		1	4	3	1	15
洋服類	2		4		2				8
金物	4	5			2	7	3		21
時計・眼鏡	3	3		1	3	2	1	2	15
陶磁器	1				1				2
洋品雜貨	3	6	3						12
生鮮魚介	2	17	1	1	4	2	1	1	29
洋和傘及履物	3	2		1	3	4	3	1	17
玩具・文房具			1		1	2			4
計	62	49	26	8	65	59	28	20	317

(第十五表 B)

	一般都市	農村都市	漁村都市	炭鑛都市	一般町村	農村	漁村	炭鑛町村	計
食糧品	6	4	2	1	3	1	2	1	20
自轉車	5	2	1	1	3	1	2	1	16
鮮魚具	5	2	1	1	3	1	1	1	15
玩具	3	3	2	1	2	1	1	1	14
履物	6	3	2	1	3	1	2	1	19

勤勞所得と個人業主所得

文書	計	具籍	4	3		1	3	1		12
時計	・眼鏡	鏡具	5	3	1	1	3	1	1	16
古道	道	具果	6	3	2	1	2	1	1	18
青食菓		肉子	3	1	1	1		2	1	6
菓		子	4	3	2	1	3	1	1	17
電氣器		器具	5	3	2	1	3	1	1	16
陶磁		器種	3	3	1	1	3	2	1	14
藥		種	3	2	2	1	3	1	1	12
金物・荒		物着	3	3	1	1	3	1	1	14
古		物	4	3	2	1	3	1	1	19
化粧品小間		物	5	3	1	1	3	2	1	14
家		具	3	3	1	1	3	1	1	17
計			82	53	27	17	52	16	16	289
								(26) 25		

市は何故にかくも多數のサンプルがとられているのであろうか。又B表と比較して陶磁器や玩具文具が何故にかくも少ないのであろうか。層別化のない全般的なランダムのサンプリング法を採用して、偶然このような結果になつたのであるならばとも角、業種別地域別が相當重要視されているように見うけられるにかかわらず、なおこのような結果を呈していることは、この面において問題を多く残しているものと思われる。殊にこの小賣業のサンプル調査結果が、一定の格差によつて他の商業部門に轉用され、その商業一業主當り所得が又他の産業に利用されているのであるから、この問題の意義は極めて重要である。

35 前掲「第一次推計」九一頁による。

36 「同右」九八頁及び一〇二—一〇五頁による。

37 「同右」一〇二—一〇五頁による。

38 前掲「二十三年度生産道民所得調査結果報告」一〇二—一二三頁による。表中かつこにて示したのは、業種別と地帯別の集計表上のくいちがいである。

又業主所得計算において直接的な方法をとつていないのであるが、總所得から勤勞所得を差引くことによつてそれ

(第十六表)

(單位千圓)

2 3 年 度				所得率	所 得	修 正 所得率	修 正 所 得
一	般	用	材	77.31	3,248,497	78.15	3,283,793
薪	炭	用	材	77.31	134,814	78.15	136,280
ガ	ス	用	薪	28.00	4,609	28.00	4,609
普	通		薪	77.31	266,774	78.15	269,672
木			炭	47.36	330,484	48.68	339,695
野	鳥		獸	73.32	32,272	74.21	32,664
特	殊	林	産	73.32	37,060	74.21	37,510
計					4,054,510		4,104,223
2 4 年 度							
一	般	用	材	77.68	5,204,600	77.65	5,202,590
薪	炭	用	材	77.68	1,482,369	77.65	1,481,797
ガ	ス	用	薪	31.92	1,383	45.17	1,957
普	通		薪	77.68	220,105	77.65	220,020
木			炭	42.07	333,863	52.52	416,793
特	殊	林	産	44.65	44,203	38.23	37,847
苗	木	(民	營)	68.98	52,343	69.36	52,631
	"	(官	營)	36.98	20,463	38.65	21,387
計					7,359,329		7,435,022

勤勞所得と個人業主所得

を求めるといふ處置からみれば、林業サンプル調査の所得率計算もいまの問題と決して無關係ではない。このサンプル調査は五業種目に分かれており、先ず素材生産ではサンプル毎の石當り平均所得の平均と、同様石當り平均経費及び利益の平均から所得率を求め、瓦斯用薪生産ではサンプル毎の八貫俵當り平均所得と同様俵當り金額から、又苗木生産ではサンプル毎の所得率を平均して、木炭製造においてもサンプル毎の所得率の平均によつて、最後に特殊林産ではサンプル毎の原木一石當り所得率の平均によつて所得率を計算しているのである。しかしな

勤勞所得と個人業主所得

がら、いま既知の總産額から總所得を求めるために所得率を得ようとしているのであるから、この際必要なものはあくまでも總所得と總産額との比率であつて、個々の經營における所得と産額の比率の平均ではなく、いわんや個々の經營内における單位當り所得と單價との比率の平均でもない。従つてこのサンプル調査で一石當り（もしくは一俵當り）計算をとることは、總石數の中から標本石數だけのサンプルを抽出したことになり、總經營數から標本經營體數のサンプルを抽出する場合と意味が異なる。この場合は、後者經營體をサンプル單位として考えているようであるから、生産石數の異なるサンプルにおいて石當り計算をとることは不合理であろう。従つてまた各經營體における石當り平均所得率を更に單純平均することの誤りは、もはやいふまでもあるまい。以上のことは二十三年度のサンプル調査についてもいふことである。第十六表は、兩年度のサンプル調査結果の集計計算を出來うるかぎり正確にし、かつそれにもとづく所得率から求められる所得額と、もとの所得額とを對照的に示したものであるが、その所得率計算に當つては、一般用材では石當り計算を總額にひきもどし、木炭の二十三年度はサンプルの支廳別平均の平均をサンプル全體にひきもどし、特殊林産の二十四年度も石り計算を總額にあらため、苗木ではサンプル毎の所得率の平均をサンプル全體の所得率に訂正した⁽⁴⁰⁾。又二十四年のガス用薪及び木炭は修正すべき充分なるデータが集計表にないで、出來うるかぎりの修正にとどまつた⁽⁴¹⁾。その結果生じた林業所得總額における差異は、決して僅少とはいえないであらう。従つてこの總額から、別の計算によつて求めた勤勞所得總額を控除し、個人法人の比率により按分して算出する林業個人業主所得も、相當の變化がみこまれるといわねばならない。勿論以上の修正計算は單に集計表についてのことであつて、サンプルのとり方に關しては、他のサンプル調査と同様問題が残つていよう。

39 前掲「第一次推計」六八一七三頁。

40 薪炭用材及び普通薪は兩年とも一般用材の所得率を準用し、二十三年度の野鳥獸及び特殊林産は、素材・薪・木炭の總産額合

計と所得合計から所得率を計算しているので、表に示すごとくそれぞれ變つてきているのである。

41 ガス用薪では、その所得は價格マイナス經費小計プラス加工賃となる（前掲「二十三年度生産道民所得報告」四〇—四一頁参照）のであるが、二十四年度の集計表では二十三年度のそれと異なり、經費小計中に既に加工賃が含まれていない、従つてここには單に價格マイナス經費小計でよいのに、表頭には價格マイナス經費小計プラス加工賃なる公式を掲げ、しかも實際の計算に當つては價格マイナス經費小計マイナス加工賃のごとく行つており、更にその各サンプルの所得率を單純に平均しているという三重の誤りを犯している（前掲「第一次推計」七〇—七一頁参照）。この外に各サンプルの數字がすべて八貫俵一俵當りのものであることも修正しなければならぬ個所ではあるが、俵數が記載してないので、兩年度ともその部分は未修正のままである。木炭では、兩年度ともサンプルが支廳別に整理されているが、二十三年度は支廳別のサンプル數が附記してある（「生産所得報告」四〇頁）のに、二十四年にはそれが無い（「第一次推計」七二—七三頁）、この点疑問のまま未修正である。

なお附言的に、水産業のサンプル調査について若干觸れておこう。二十三年度は漁撈業の漁具別サンプル調査によつて漁具別所得が計算され、更に漁撈業全體の所得率が養殖業にも準用され、かつ生産者一貫加工は食料品工業五人未滿工場の所得率を準用し、以上を合計して水産業所得を求め、⁽⁴²⁾勤勞所得は前記漁撈業の勞務賃銀をそのままとり、これを所得總額から控除しそれに個人分比率を乗じて個人業主所得を計算していたが、その後、⁽⁴³⁾漁撈業生産額・同サンプル調査及び生産者一貫加工の生産額が修正され、また生産者一貫加工にもサンプル調査が實施されるなどして、全體がかなり變化している。いまこの修正された漁撈業のサンプル調査につき、サンプル數を漁具別に列記すると第七表のごとくなる。⁽⁴⁴⁾これは同表の着業數からそれぞれ抽出されたものとみてよいであろうが、第一に抽出數の決定に統一性があつたとは思われず、第二に全體の平均生産額とサンプルの平均生産額とを比較して明らかのように、抽出されたサンプル經營體は大規模に相當偏つていたと考えられよう。この偏りの結果が、所得率と勞務賃銀率にどのような響いていつたかは判明し難いが、この点に問題を殘していることは勿論である。同表では参考までに二十四年度のサンプル數も揭示しておいたが、やはり前記と同様のことがいえるのではなからうか。殊に兩年ともサンプルが唯

(第十七表)

		着業數	平均生産額 千円	サンプル 數	サンプル平均 生産額 円	24年度サ ンプル數
鯨	定置	1,360	925,915	5	1,234,812	6
〃	刺網	7,224	16,090	8	200,076	9
い	か釣 (船持)	9,313		2	190,000	9
〃	(乗組員)			3	45,333	3
機	船底曳	190	1,038,119	6	9,469,936	7
小	型手繰	1,293	95,510	7	1,342,557	16
鮓	漕曳	916	626,442	2	507,000	2
〃	底建	959	131,345			
〃		(1,875)	(373,217)			
鱈	刺網	1,157	108,891	2	140,400	2
〃	延繩	1,781	90,032	4	1,541,250	6
鮫	刺網	128	698,779	1	1,095,775	2
〃	延繩	314	137,276	1	170,000	1
鱈	延繩	1,157	69,469	2	798,165	1
〃	刺網	1,781	35,459			
〃		(2,938)	(48,853)			
鱈	定置	830	259,250	5	2,589,950	7
鮭	定置	399	2,337,229	7	2,593,697	6
昆	布採取	25,595	37,041	4	94,434	10
そ	の他	28,500	37,886			4

勤勞所得と個人業主所得

一つの部分もあるのであるが、その所得率及び賃銀率で當該漁具の所得及び賃銀を推し測つてよいものであろうか。例えば二十四年度の鱈延繩は、サンプルで、所得率マイナス二六・四五%、勞務賃銀率一一三・三三%であるが、⁽⁴⁶⁾この異常な率をそのまま使用しても差し支えないのであろうか。ちなみに、この一個のサンプルの生産額は鱈全體のその約〇・一二%にすぎないのである。この外賃銀率が甚だ高く、従つて所得率がマイナスもしくはかなり低くなつてゐる鮓漕曳・鮫刺網・同延繩など、おのおのサンプル數二・二・一であり。かつそのサンプル生産額は當該漁具總産額のそれぞれ〇・〇五%・〇・五八%及び〇・〇九%を示

(第十八表 A) 業 主 人 員

	構 成 比 率	2 3 年 度	2 4 年 度
卸 賣 業	8.95	3,517	3,426
小 賣 業	68.35	26,862	26,167
各 種 物 品 小 賣 業	3.16	1,242	1,210
露 店 商 行 商 業	12.85	5,050	4,920
物 品 賣 買 仲 立 業	4.58	1,800	1,753
出 版 業	0.51	200	195
倉 庫 業	0.57	224	218
不 動 産 取 扱 業	1.03	405	394
商 業 合 計	100.00	39,300	38,283

勤勞所得と個人業主所得

(第十八表 B) 業 主 人 員

	22年臨時國調	2 3 年 度	2 4 年 度
(指 數)		(116)	(126)
接 客 業	4,256	4,937	5,363
理 髮 理 容 及 浴 場 業	3,028	3,512	3,815
勞 務 供 給 周 旋 業	56	65	71
物 品 預 り 業	595	690	750
娛 樂 興 行 業	171		215
廣 告 宣 傳 業	42	2,284	53
そ の 他	1,756		2,213
サ ー ビ ス 業 合 計	9,904	11,488	12,480

めるにすぎない。⁽⁴⁶⁾これ
 から直ちに水産業の勤
 勞所得の過大評價と業
 主所得の過小評價とを
 論ずることは、勿論當
 を得ないであろうが、
 ここにも問題がひそん
 でいる事實を見逃して
 はならない。⁽⁴⁷⁾

42 前掲「生産所得報告」
 四三—六一頁。

43 前掲「道民所得報告」
 五四及び六三頁。

44 北海道水産部「昭和
 二十四年度水産經濟實
 相報告(第一輯)」昭
 和二十五年四月によ
 る。着業數及び平均生
 産額はその六六—六七
 頁、サンプル數及びサ

(第十八表 C) 業主人員 (24年度)

	構成比率	人 員
建設工業	(100.00)	(10,459)
綜合工事	17.85	1,867
職別工事	77.05	8,059
設備工事	5.10	533
製造工業	(100)	(17,844)
金機	7	1,249
械器	6	1,071
化學	5	892
窯業及土石採取	1	178
紡織	16	2,855
製材及木製品	15	2,677
食料品	25	4,461
印刷及製本	1	178
その他業	7	1,249
修理	17	3,034

勤勞所得と個人業主所得

一四九千圓となる。

六

これまで述べてきたところにもとずき、二二三及び二四年度の分配道民所得を試みに改算してみよう。この場合われわれは、中分類別人員の推定のために二十二年事業所調査における事業所構成比率を用いるとか、他業からの平均所得準用の際の格差とか、その他推計のための基本的な方式はそのまま踏襲し、ただ人員推計におけるわれわれの假定

ンブル平均生産額はその五六―六三頁。ただし二十四年度のサンプル数は、前掲「第一次推計」七八―八七頁による。

45 前掲「第一次推計」八四―八五頁。

46 「同右」七四―七五頁及び八二―八五頁参照。

47 水産業については、ただ誤算と思われる個所のみ訂正するにとどめる。即ち二十四年度サンプル調査において「鯨延繩の所得率二三・六一%はマイナス三六・三八%であり、雑漁業の所得率四四・八六%は三四・八六%であろう(これらは計算途中に誤りがあるのである)。その結果として、漁撈所得額七、五四七、五五〇千圓は七、二八一、五八一千圓となり、水産業所得は一、三二五、一一八千圓が一、〇五九、

とサンプル調査集計上の各修正點を生かし、それらから影響の波及する個所の數字のみを入れかえたにすぎない。その結果は第二十表A・B・第二十一表A・Bに示すとおりである。(48)

48 第十八表各表及び第十九表各表は、第二十一表のための補助計算表である。なお二十三年度のサービス業個人業主平均所得は、サンプル調査集計表を修正して第二十表Bに示す額を得た。これについては、「商學討究」前號の第十五表及び註27を参照せられたい。

勤勞所得と個人業主所得

(第十八表 D) 人 員

	22年臨時國調	2 3 年 度	2 4 年 度
自由業業主	9,688	(1.13)	
醫療衛生	5,282	5,969	
法の務	317	358	
その他	4,089	4,621	
自由業雇傭者	38,197	(100.0)	45,584
教 育	22,229	(58.2)	26,530
教 育 以 外	15,968	(41.8)	19,054
その他の産業雇傭者	(イ)	15,612	15,612
進駐軍關係	(ロ)	5,613	5,087
その他	(イ)-(ロ)	9,999	10,525

(第十九表 A) 商業業主所得 (24年度)

	一業主當り所得額		人 員	所 得 額
		千円		
小 賣 業	$271 + (1,486 \times 0.015)$	293	26,167	7,666,931
卸 賣 業	293×2.56	750	3,426	2,569,500
各種物品小賣業	小賣業を準用	293	1,210	354,530
露店商行商業	293×0.46	135	4,920	664,200
物品賣買仲立業	293×0.54	158	1,753	276,974
出 版 業	293×0.92	270	195	52,650
倉 庫 業	293×1.27	372	218	81,096
不 動 産 取 扱 業	物品賣買仲立業を準用	158	394	72,252
計		(307)	38,283	11,738,133

(第十九表 B) 平均所得

(單位千圓)

	計 算 方 法		平均賃銀
サービス業 (24年度)	商業平均	$\frac{5,061,468}{39,683} \times 0.72$	91.836
自由業 ()	公務及団体平均	$8,242,410 \div 94,809$	86.937
教育	製造工業平均	$\frac{13,569,562}{130,460} \times 0.73$	75.929
教育以外			
その他の産業 (進駐軍関係以外)			
23年度	商業平均	$\frac{2,454,270}{33,114} \times 2.68$	198.631
24年度	製造工業平均	104.013×1.08	112.334

勤勞所得と個人業主所得

(第二十表 A) 23年度勤勞所得

	一人當り額 円	人 員 人	所 得 總 額	
			千円	千円
農 業				2,257,356
林 業	67,895	29,264		1,986,879
水 産 業				4,181,337
(小 計)				(8,425,572)
鑛 業	113,202	85,609	9,691,110	
	48,804	14,502	707,756	10,398,866
建設工業	117,096	42,088	4,928,336	
	51,549	2,199	113,356	5,041,692
製造工業	90,074	107,178	9,653,951	
	39,653	32,830	1,301,808	10,955,759
ガス業電氣業	85,207	6,150	524,023	
水道業	43,313	631	27,331	551,354
商 業	87,646	23,008	2,016,559	
	43,312	10,106	437,711	2,454,270
金 融 業	129,026	6,446	831,702	
	50,634	4,154	210,334	1,042,036
運輸通信業	125,376	101,149	12,681,657	
	62,836	12,238	768,987	13,450,644

勤勞所得と個人業主所得

サービス業	41,181	17,951		739,240
自由業				2,406,448
公務及団体				4,746,245
その他の産業	イ ロ	198,631	9,999	726,536
(小計)				1,896,120
兼業	54,409,210 × 0.0009			48,968
計				62,883,750

イ、進駐軍関係、ロ、その他、
自由業は事業所平均勞務費×事業所數

(第二十表 B) 23年度個人業主所得

(單位千圓)

		計 算 方 法	所 得
農	業		24,604,244
林	業	(4,104,223 - 1,986,879) × 0.9	1,905,610
水	産		4,971,750
鑛	業	(301 × 1.58) × 506	240,856
建	業	(301 × 0.75) × 8,602	1,944,052
製	業	(301 × 1.09) × 24,359	7,989,752
商	業	(301) (39,300)	(11,842,199)
		卸 賣 1,101 × 3,517	3,872,217
		各種物品小賣 244 × 1,242	303,048
		出 版 462 × 200	92,400
		小 賣 244 × 26,862	6,554,328
		露店商行商 132 × 5,050	666,600
		物品賣買仲立 132 × 1,800	237,600
		倉 庫 319 × 224	71,456
		不動産取扱 110 × 405	44,550
金	業	(301 × 0.64) × 523	100,939
運	業	(301 × 0.36) × 6,241	674,028
サ	業		(4,912,822)
		接 客 551 × 4,937	2,720,287
		理髮理容及浴場 238 × 3,512	835,856

自 由 業	勞務供給周旋	177 × 65	11,505
	娯樂興行	1,549 × 690	1,068,810
	そ の 他	121 × 2,284	276,364
			(1,716,019)
そ の 他 の 産 業 内	醫 療 衛 生	210 × 5,969	1,253,490
	法 務	169 × 358	60,502
	そ の 他	87 × 4,621	402,027
		(301 × 0.48) × 1,791	257,904
		54,409,210 × 0.005	272,046
計			61,432,221

勤勞所得と個人業主所得

(註) 「道民所得報告」中では、中途の計算において圓未滿を四捨五入した計數を用いているが、ここでは、24年度の「第一次推計」書中のごとく、千圓未滿をすべて四捨五入して計算してある。

(第二十一表 A) 24年度勤勞所得

	一人當り額 円	人 員 人	所 得 總 額	
			千円	千円
農 業				920,824
林 業	84,190	33,521		2,822,133
水 産 業				6,626,498
(小 計)				(10,369,455)
鑛 業	149,234	75,538	11,272,838	
	63,044	9,300	586,309	11,859,147
建 設 工 業	154,996	34,847	5,401,146	
	66,344	1,746	115,837	5,516,983
製 造 工 業	119,228	101,353	12,084,115	
	51,034	29,107	1,485,447	13,569,562
ガ ス 業 電 氣 業	145,757	6,150	896,406	
水 道 業	72,159	625	45,099	941,505
商 業	150,265	28,098	4,222,146	
	72,449	11,585	839,322	5,061,468
金 融 業	220,890	7,872	1,738,846	
	84,041	4,762	400,203	2,139,049
運 輸 通 信 業	147,355	98,145	14,462,156	
	114,351	9,350	1,069,182	15,531,338

勤勞所得と個人業主所得

サービス業	91,836	17,951		1,648,548
自由業	イ	86,937	26,530	2,306,439
		ロ	75,929	19,054
公務及団体	ハ			6,861,335
		ニ	86,937	19,421
その他の産業	ホ			864,790
		ヘ	112,334	10,525
(小計)				(70,617,633)
兼業		70,617,633 × 0.0023		162,421
計				81,149,509

イ. 教育, ロ. 教育以外, ハ. 公務, ニ. 団体, ホ. 進駐軍關係,
ヘ. 進駐軍關係以外

(第二十一表 B) 24年度個人業主所得

(單位千圓)

		計 算 方 法	所 得
農 業			33,988,977
林 業		(7,435,022 - 2,822,133) × 0.58	2,675,476
水 産 業		(11,059,149 - 6,626,498) × 0.95	4,211,018
鑛 業		(307 × 1.42) × 542	236,312
建 設 工 業			(4,672,127)
	綜 合 工 事	556 × 1,867	1,038,052
	職 別 工 事	426 × 8,059	3,433,134
	設 備 工 事	377 × 533	200,941
製 造 工 業			(6,675,689)
	金 屬	279 × 1,249	348,471
	機 械 器 具	313 × 1,071	335,223
	化 學	203 × 892	181,076
	窯業及土石採取	219 × 178	38,982
	紡 織	150 × 2,855	428,250
	製材及木製品	429 × 2,677	1,148,433
	食 料 品	683 × 4,461	3,046,863
	印 刷 及 製 本	289 × 178	51,442
	そ の 他	373 × 1,249	465,877

商 金 運 サ	融 通 信 業	業 業 業	修 理 208 × 3,034	631,072
			(307) × 38,283	11,738,133
			(307 × 0.81) × 510	126,990
			(307 × 0.50) × 6,447	992,838
				(2,309,361)
			接 客 211 × 5,363	1,131,593
			理髮美容及浴場 167 × 3,815	637,105
			勞務供給周旋 101 × 71	7,171
			物 品 預 り 99 × 215	21,285
			娛 樂 興 行 224 × 750	168,000
廣 告 宣 傳 106 × 53	5,618			
そ の 他 153 × 2,213	338,589			
自 由 業	(307 × 0.91) × 17,051	4,757,229		
そ の 他 の 産 業	(307 × 0.73) × 1,945	435,680		
内	70,617,633 × 0.005	353,088		
計			73,172,918	

勤勞所得と個人業主所得

(第二十二表)

	2 3 年 度		2 4 年 度	
	所 得	比 率	所 得	比 率
	百万円	%	百万円	%
勤 勞 所 得	62,884	49.64	81,150	51.20
個 人 業 主 所 得	61,432	48.49	73,173	46.17
個 人 賃 貸 料 所 得	691	0.55	865	0.55
個 人 利 子 所 得	228	0.18	299	0.19
個 人 配 當 所 得	140	0.11	283	0.18
法 人 留 保 所 得	168	0.13	1,473	0.93
法 人 税	1,071	0.85	1,146	0.72
官 公 企 業 所 得	61	0.05	94	0.06
總 計	126,675	100.00	158,483	100.00

いま個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配當所得・法人留保所得・法人税及び官公企業所得について、すべて「報告書」の計數をそのまま用いて修正されたデータにつけ加え、それらの構成比率を計算すれば第二十二表のごとくになり。勤勞所得比率はなお依然として個人業主所得比率より上廻つてはいるが、その乖離は少なからずせばまるということになる。もとよりこの結果も、結局は多くの假定の上に積み重ねられた、また既に述べてきたように多くの問題點を残したままの計數であつて、その限りにおいては、必ずしも既存の計數を補正すべき充分なる根據をもちえないであろう。しかしながら、もしもわれわれの假定と計算とが、従來のものより僅かながら一步の前進を遂げ得たということが許されるとしたならば、第二十・二十一・二十二表に示される試算は、これを分配道民所得に關する第二次推計と稱えてよいであろう。ここに第二次推計とは、いうまでもなく、やがてより進歩した第三次推計にとつて代らるべきものという意味に外ならない。

(附記)

本稿執筆に際し、北海道總合開發委員會事務局社會經濟班の諸氏に、資料その他の点でいろいろ便宜を計つていただいた。ここに厚く感謝の意を表したい。

(五一・九・一六)

(96)

— 272 —